

耐震化工事、空き家改修、
リフォーム工事をされる方へ



ちとせ プレミアム リフォーム券



受付
期間

平成29年

3月3日(金)

4月21日(金)

購入申込受付

発行
総額

1億1,000万円

購入
限度

1世帯 50万円+ 5万円プレミアム

●耐震改修工事、空き家の改修工事

1世帯 100万円+10万円プレミアム

※見積金額を超える購入はできません

お問い合わせ・お申し込み

〒066-8558 千歳市東雲町3丁目2-6 千歳商工会議所 TEL.0123-23-2175
<http://www.chitose-cci.com>



「平成29年度 ちとせプレミアムリフォーム券」の購入申込と使用について

「ちとせプレミアムリフォーム券」（以下「リフォーム券」という。）は、登録事業者が施工する住宅リフォーム（増改築を含む）、板金工事、左官工事、塗装工事、電気工事、造園工事、舗装工事、土木工事、外構工事、内外装工事、給排水・給湯・冷暖房・ガス・衛生設備工事、耐震改修工事など、各種リフォーム工事の支払いにご利用いただけます。

リフォーム券の購入希望者は、登録事業者と工事内容を相談し、「ちとせプレミアムリフォーム券」購入申込書に必要事項を記入・押印の上、添付書類と共に直接、千歳商工会議所へ申し込みください。

発行総額：1億1,000万円（プレミアム10%含む）

発行額面：22,000円券（販売額：20,000円 プレミアム2,000円付）5,000枚

購入限度：耐震改修工事及び空き家の改修工事 50枚

その他リフォーム工事 25枚

※1世帯1回限りとし、見積金額を超える購入はできません。

（1枚あたり 販売金額：20,000円 額面金額：22,000円）

優先枠：耐震改修工事及び空き家の改修工事について、次のとおり優先枠を設けます。

①耐震改修工事 500枚（11,000,000円 50枚×10件分）

②空き家の改修工事 1,000枚（22,000,000円 50枚×20件分）

③その他リフォーム工事 3,500枚（77,000,000円 25枚×140件分）

※件数は、すべて上限の申込をした場合となります。

※優先枠に達しない場合の残額は、その他リフォーム工事へ含めます。

(1) 受付期間：平成29年 3月 3日（金）～4月21日（金）（土・日・祝祭日は除く）

(2) 受付場所：千歳商工会議所 9：00～17：00

(3) 必要書類：① 「ちとせプレミアムリフォーム券」購入申込書

② 該当する工事の見積書写し（「〇〇工事一式」表記は不可）

③ 工事着工前の現場写真（L版以上A4以下）

④ 工事確認証明書

※4月1日（基準日）からリフォーム券を購入するまでの間に着工する工事は、工事確認証明書が必要となります。

⑤ 耐震改修工事の方が必要なもの

・ 耐震診断の報告書の写し（簡易耐震診断報告書）

・ 耐震改修後の想定耐震診断の報告書

・ 耐震改修工事費見積内訳書の写し

⑥ 空き家の改修工事の場合

・ 位置図

・ 空き家全景写真（L版以上A4以下）

・ 個人情報の取得に関する承諾書

⑦ 工事完了後の現場写真（L版以上A4以下）

※支払いの際に施工業者に添付してください。

(4) 申込方法：① 購入希望者は、登録事業者と工事内容・見積金額等を確定の上、「ちとせプレミアムリフォーム券」購入申込書に必要書類を添えて、千歳商工会議所まで直接ご持参いただきお申し込みください。

なお、お申し込みいただく方は、代理の方でもかまいません。

※ 電話・ファックス・メール及び郵送による受付はいたしません。

② 申込書類等の内容確認後申込受付・抽選券を発行します。

※ 書類に不備がある場合は受付できませんので、ご注意ください。

③ 申込多数の場合は、抽選となります。

④ 販売予定枚数に達しない場合は、平成29年4月28日(金)より先着順にて販売し、無くなり次第終了します。

(5) 抽選会：日 時 平成29年4月25日(火) 14:00～

(予定) 会場 千歳商工会議所 2階大会議室

抽選方法：

1) 申込多数の場合は、①耐震改修工事、②空き家の改修工事、③その他リフォーム工事の順番で抽選を行います。

※①耐震化工事及び②空き家改修工事の抽選において、各抽選の最終決定時に残額が申込金額に満たない場合は、最後の抽選は無効として、残額は③その他リフォーム工事の抽選に含めますので、ご了承ください。なお、抽選に漏れた分は、③その他リフォーム工事で再抽選を行います。

※優先枠に達しない場合は、その申込分は確定し、残額は③その他リフォーム工事の抽選に含めます。

2) ③その他リフォーム工事の抽選による最終決定者は、申込書に記載した金額とおりの枚数を購入できない場合があります。

3) 購入者が決定した後に、キャンセルの申し出があった場合の対応として、補欠者に順位を定めて若干名抽選します。

4) 当選者(購入決定者)には購入引換証を郵送します。

(6) 購入方法：購入期間 4月28日(金)～5月31日(水) (土・日・祝日を除く)

購入場所 千歳商工会議所 9:00～17:00

※ 購入決定者は、送付された購入引換証の裏面に記載されている 手続きにより、必要書類を持参し、リフォーム券を商工会議所で購入してください。

※ 代理人が券を購入する場合は、別途委任状が必要になります。

(7) 支払方法：① 現金の場合 直接ご持参ください。

② 振込の場合 事前に購入代金を指定口座へ振り込みした後、金融機関の振込票をご持参ください。なお、振込手数料は購入申込者の負担となります。安全性の面からも事前振込をお勧めします。

(8) 工事完了：① 工事完了後、工事代金として施工(登録)事業者へリフォーム券(不足額は現金)でお支払いください。

② 工事完了後の現場写真を添付してください。(L版以上A4以下)

(9) 留意事項：① 平成29年4月1日(基準日)より前に着工した工事代金の支払いには利用できません。

② 基準日以降に着工した工事で、工事代金の支払いが完了しているものには利用できません。

③ 新築工事に要する工事代金の支払いには利用できません。

④ 千歳市外の物件に対する工事代金の支払いには利用できません。

⑤ 事業に供するための工事代金の支払いには利用できません。

(例：店舗、事務所、アパート、マンション、貸ビル、貸店舗など)

⑥ 店舗兼住宅ならびに事務所などの複合施設の場合は、居住部分以外の工事代金の支払いには利用できません。

⑦ リフォーム工事に附随しない什器備品類の購入代金の支払いには利用できません。

(例：工事を伴わない冷暖房等空調機器、照明器具、映像機器などの購入)

⑧ 公的機関の助成を受けて実施する工事(住宅防音工事、屋外アンテナ設置工事、エコチャレンジ補助金など)とは重複して利用できません。

※ ただし、助成工事部分以外の工事並びに耐震改修補助金を受けて実施する工事にはご利用いただけます。

⑨ リフォーム券購入後の払い戻しについては一切応じられません。

⑩ リフォーム券は現金との引換はできません。また、釣銭はできませんので、工事代金

の範囲内でご購入をお願いします。

- ⑪ リフォーム券を購入した世帯以外の利用ならびに、譲渡や転売等はできません。
 - ⑫ 不正行為等が判明した場合、リフォーム券相当額を返納していただきます。
 - ⑬ 当選を条件とする申込はご遠慮下さい。
 - ⑭ 耐震改修工事は次の項目全てがあてはまる場合にお申込みいただけます。
 - ・千歳市内に自ら居住している木造住宅を所有する個人の方
 - ・戸建住宅（二世帯住宅を含む）又は併用住宅（店舗等併用住宅で店舗等の用途に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のものであること）
 - ・地上階数が2階以下の住宅
 - ・在来工法又は枠組壁工法で建てられた住宅
 - ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅
 - ・建築基準法その他関係法令に明らかな法令違反がない住宅
 - ・外壁の中心線から隣地境界線又は道路境界線までのいずれかの水平距離が7メートル以内である住宅
 - ・耐震診断員が行った耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅又は、これと同等以上に耐震改修の必要性があると診断された住宅
- ※耐震診断方法は、一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は同等以上と認められるものの耐震診断とし、次の2つの条件を満たす建築士が診断したもの。
- ・建築士事務所に所属している建築士
 - ・北海道の「耐震診断・改修技術者名簿」に登録されている建築士（北海道の「耐震診断・改修技術者名簿」の詳細については、北海道のホームページでご確認ください。）

※なお、リフォーム券の購入申込時まで上記の耐震診断員による耐震診断等を実施していない場合は、千歳市が行う「簡易耐震診断（無料）」において、耐震改修の必要性があると診断された住宅で、リフォーム券購入後に改めて耐震診断員による耐震診断等を実施する住宅も購入申込可能（千歳市の「簡易耐震診断（無料）」については、千歳市建設部建築課建築指導係にお問い合わせください。）

- ⑮ 空き家の改修工事は次の項目にあてはまる場合にお申込みいただけます。

[対象者]

次のいずれかにあてはまる場合にお申込みいただけます。

- ・空き家の所有者で、自らの居住を目的に或いは売買又は賃貸を目的に空き家をリフォームする方
- ・空き家の所有者で、住宅の解体をする方（空き家に付属する別棟の車庫や物置などのみの解体工事は対象外）

[利用要件]

次のすべてにあてはまる場合にお申込みいただけます。

- ・空き家は、現に居住者のいない戸建住宅であること。
- ・固定資産税課税台帳に登録されている住宅であること。

(10) お問い合わせ：千歳商工会議所

〒066-8558 千歳市東雲町3丁目2-6

TEL：0123-23-2175 FAX：0123-22-2122

ホームページ <http://www.chitose-cci.com/>

E-mail info@chitose-cci.or.jp